

令和4年3月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和4年3月29日（火） 午後1時30分～午後2時55分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	板山 英信
委員	美濃部俊裕（教育長職務代理者）
委員	廣田 光前
委員	宮本 麻里
委員	中村 亜紀
委員	松宮 誠也

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	酒井猛文
次長	鵜飼康治
次長	清水伊佐雄
教育総務課長	服部稔
教育改革推進室長	中北隆尚
教育指導課長	笥敏弘
すこやか教育推進課長	宮本安信
幼児課長	中島尚子
教育センター所長	織田恭淳
生涯学習文化課担当課長	下司満里子
生涯学習文化課長代理	森佐江子
教育総務課長代理	前嶋美和
教育総務課副参事	西川洋輔

6. 傍聴者

なし

## II. 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 5 号 令和 4 年度長浜市教育行政方針の策定について

議案第 6 号 長浜市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の制定について

議案第 7 号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における規則で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する規則の制定について

議案第 8 号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における要綱で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する要綱の制定について

議案第 9 号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における規程で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する規程の制定について

議案第 10 号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第 11 号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第 12 号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第 13 号 長浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

議案第 14 号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

議案第 15 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第 16 号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第 17 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 18 号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 長浜市保育所等延長保育事業実施要綱の制定について

(2) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

(4) 令和4年長浜市議会3月定例会一般質問答弁要旨について  
日程第6 その他

### 3. 閉会

## III. 議事の概要

### 1. 開会

教育長から開会宣言があった。

### 2. 会議録署名委員指名

廣田委員、中村委員

### 3. 会議録の承認

2月定例会・3月臨時会

特に指摘事項はなく、2月定例会及び3月臨時会の会議録は承認された。

### 4. 教育長の報告

教育長：3月24日に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校は今年度の終業式を迎えました。3月を振り返ってみますと、結果的に全校園で休業措置をしている学級・学年がゼロの日が1日だけございました。この調子でしばらく続くのかと思いましたが、また増えたり減ったりを繰り返し、特にこの第六波は皆さんもよくご承知のように、就学前の子どもたちが感染するケースが非常に目立っております。今日現在でも、校園あわせて十数名の感染が確認されているという報告を受けております。

先日も、長浜病院や湖北病院の院長先生に、アドバイザー会議の今年度のお礼もかねて行ってまいりました。院長先生方のお話をお伺いしていると、4月以降もこのような状態が続くだろうという見方をされているようです。増えたり減ったりというような感じが続いていくのかとは思いますが、大分類の5類相当に切り替えなければというのが、医療関係者のだいたいの意見というようなこともおっしゃっていました。

いずれにしろ、不安な要素はありますけれども、31日に今年度末の教職員の人事の発令もいたしまして、新しい体制が整うというような状況でございます。簡単ではございますが、教育長の報告にかえさせていただきます。

### 5. 議案審議

「議案第18号 教育委員会の所属職員の任免について」は、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。  
議案第5号 令和3年度長浜市教育行政方針の策定について

教育長は事務局に説明を求め、各所属長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

美濃部委員：別冊 27 ページの教職員研修の充実の部分で、コロナ禍ということで ICT の教育がすごく注目を浴びるとともに、対面の授業の大切さということで、教育センターの学力の向上と研修、それから学校や校長ぐるみでやるという大変大事なことをいれていただきました。また、いろいろな環境の整備、あるいは給食など総合的に色々考えていただきました。

コロナ禍で不透明な中ではありますが、しっかりと教育行政を進めていただきたいと思います。

松宮委員：別冊 9 ページの ICT の関係ですが、iPad について全市的にどこまで利用させていくような目標みたいなものがあるのでしょうか。

教育改革推進室長：今年度の取組を踏まえまして、次年度はさらにその取り組みを推進していきたいということを考えています。具体的には、臨時休業等の休業措置に入ったときの対応等も見据えたいうえで、校長会の方で次年度も周知しております。

松宮委員：授業でももちろん使うのも一つですが、それを使って自宅で自習というやり方もあると思います。自習をするためのツールとして、教科書や問題集などもあると思いますが、iPad などで自習ができるようなことはないのでしょうか。

教育改革推進室長：AI 型のドリル教材キュビナというものを、今年度にすでに導入しております。今年度は小学校 6 年生と中学校 3 年生及び、義務教育学校 6 年生と 9 年生で試験的に導入し、その効果を検証しております。次年度につきましては、各校からの希望に沿った形で導入し、その効果を見極めていきたいと思っております。

松宮委員：子どもへの興味の引き方が、普通の教科書に比べて ICT の方が、子どもものやる気や興味、好奇心を刺激するような工夫がしやすい部分があると思うので、導入するだけではなく保護者への広報的な部分も考えてもらえるとありがたいと思えました。

教育長：私の方から補足させていただきますと、個別最適化学習支援ソフトは、経済産業省が戦略的に出しており、新たな国の成長戦略に教育部門も取り入れていこうというような流れの中でやっています。これを検証してみますと、必ずしもどの学年やどの教科でも効果があがるというものでもありません。そのため、そのあたりを十分に見極めてから導入し、どこで使ったらいいのかということで活用していく必要があるというのが、今年度レベルでございます。それと、実験的にオンライン授業等もやっている学校等も出てきましたが、小学校及び義務教育学校の低学年、中学年にとってこの学習スタイルが、非常時は別として、良いのか悪いのかという点も次年度の大きな課題だと思っております。今、世の中の流れが、これができるかできないかというところに、スポッ

トライトがあたっているわけで、長浜も何とかできるようにと思って、全速力で後を追いかけていますが、今後十分検証ということで、教育改革推進室を中心にしっかり取り組んでいきたいという段階でございます。

松宮委員：私もオンライン授業に頼るのはどちらかというと反対で、子どもたちのコミュニケーション力というのは絶対対面でないと培われなと思います。対面で先生が質問してそれに対して返す、オンラインだとそのあたりがどうしても疎かになってしまう危険性が高いと思います。そういった点においては、オンライン授業を全面的に導入するということが自体は、慎重になるべきかと思えます。

一方で、自分自身での学習という点においては、iPad 等を使ったものの方が興味を引くような工夫がしやすく、各社の工夫が盛り込みやすいところもあると思うので、そういうところで子どもたちに刺激を与えていければと思っています。

宮本委員：別冊9ページのICTの関係で、一部の学校では率先してiPad を使っており、新型コロナの関係で休みになったときに、体育の授業までiPad を使っているというようなこともあり、随分進化したと思えました。

ただ、低学年の子だと自分ではできず、サポートのため親がついていないとできないというような内容もあります。プレゼンや提案、発表する機会が増えていく高学年の子が、普段の中でiPad に触れられるととても良いと思います。来年度からも、学校によって違いがあると思いますが、少人数の学校でも、得意な先生がいてもいなくても、できるようになったらいいなと思います。

この教育行政方針は、保護者が見る機会というのはどういうときにありますか。また、中身について市民さんが見た方が良くと思いますが、ホームページや色々なものを全部活用して、同じ情報でも違うツールでたくさん出してもらうのは大事なかなと思えました。

教育総務課長：教育行政方針につきましては、4月の校園長会で説明させていただき、議会への報告、そしてプレス発表、ホームページへの掲載と考えております。ご指摘いただいたとおり、Facebook でなかなかたどりつけないであるとか、ホームページのどこにあるのか分からないといったことは、近年の私共の課題であります。また、積極的な情報発信というのは次年度も引き続きやっていきたいと考えておりますので、ご指摘いただいた点を踏まえて、改善を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

宮本委員：一般の保護者が見ると、理解できない難しい言葉が並んでいるので、作る方としてはすごく手間だと思いますが、その言葉の意味などをどこかのホームページに飛ばすなどができると、保護者さんたちも興味をもって見てくれるのではないかと思います。

教育長：字ばかりのものがホームページに載っていたとしても、なかなか読んでもらえないというのはあります。文部科学省の資料などでは、A4 一枚くらいの

ダイジェスト版のような形で説明がしてあります。そういった工夫や、特に字を減らして読みやすい、理解しやすいようなことを、次年度以降はしっかりと考えていきたいと思えます。

中村委員：別冊9ページの標準学力検査ですが、点数や本人の理解が弱かった点などを、本人にフィードバックしてもらえるのでしょうか。試験を受けたあとに、自分の弱い点などを教えてもらえると、子どもたちも伸びていくのではないのでしょうか。また、試験を受けっぱなしではダメだと思いますし、ICTなどのドリルをするだけで、子どもたちができているつもりになってしまうのではないかと危惧します。

教育指導課長：児童生徒に対しては「あなたの学習の様子」ということで、資料が返ってきますので、児童生徒自身も、ここができていないなどとか、できているといったことには気づけると考えます。また、教師用にも学級あるいは学年の児童生徒の結果が分かりますので、指導者側がいかに理解しあえるかというところが、非常に大事になってくると思えます。点数だけではなく、テストを受けて初めて自分の弱みがわかり、克服できればと思えますので、うまく活用できればと思えます。

教育長：今の実力テストで、何よりも良いと思うのは、全国レベルのものさしで見られるということが一つです。もう一つは、例えば今小学4年生の子は小学3年生の内容で受けるということです。学校にしてみれば、小学4年生の子が小学3年生の内容をどれだけしっかり頭に入れているのかというものさしで見られるので、去年を振り返るとどこがダメだったか、客観的にわかります。1年2年のスパンではなく、最低でも今小学校2年生の子が中学校3年生くらいになるまで経年で追っていきたいです。都市部の県では、すでにこういうものを独自でやっていますし、各校で有効に活用していただきたいという思いがあります。基本問題なので、特別変わった形式の問題ではありません。

廣田委員：10ページの教育センターの不登校のことで、不登校の児童生徒は長浜市に何人ぐらいおられますか。

教育センター所長：月7日以上欠席者につきましては、コロナ休業の前と比べますと2倍強程度おられ、非常に厳しい状況にあります。

廣田委員：不登校の生徒さんの指導をされ、学校に戻る生徒さんはおられますか。

教育センター所長：適応指導教室に通いながら、学校にも行けるような生徒が十数名おられます。

廣田委員：7ページの特色ある教育・保育のことで、身近な自然や環境、地域性を活かすのは、子どもたちの心にとって良いのではないかと思います。

iPadや図鑑などで調べるだけでなく、自然の中などで、実際に体験して、自分で感じて、調べることはとても大事なことで思えます。

幼児課長：各園にも地域それぞれ豊かな自然がありますし、四季折々の行事や様々な実体験を通じて、子どもたちが自分の目で見て、耳で聞いて、感じて、

生きる力を育てていきたいと思っておりますので、そういった取り組みを広げていきたいと思っております。

廣田委員：テレビ画面では、味やにおいなどは分からないので、やはり実際に目の前で見て、体験することが大事だと思います。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第6号 長浜市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の制定について  
教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：ライン職と非ライン職はどう違うのでしょうか。

教育総務課長：事業や事項を決める際に、段階を追って決裁という行為を行う必要があります。その決裁のラインにいるのがライン職です。兼務をしている場合もありますが、非ライン職は、事業に対して意見を述べたり、全体の進捗を管理したりする形でかかわっていくのが非ライン職です。

教育長：市の仕組みに、教育委員会も従うということですね。

教育総務課長：そうです。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第7号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における規則で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する規則の制定について

議案第8号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における要綱で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する要綱の制定について

議案第9号 長浜市教育委員会情報通信の技術の利用における規程で定める申請等に係る署名又は押印の措置に関する規程の制定について

議案第7号から第9号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括して説明を求め、教育総務課長から説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

松宮委員：長浜市の規則等に準ずるということですが、これから出る予定ということで良いですか。

教育総務課長：市も同じ施行日ということで、これから出るということです。

松宮委員：全面的にこれらをやっていくのでしょうか。

教育総務課：こういった形で仕組みを作っておいて、これから該当する今までの既存事業を置き換えていくことを考えております。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第10号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：特別支援教育推進室の立ち上げに伴って、改正が必要な規則を改正するというのでよろしいですか。

教育総務課長：そうです。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第11号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：どのような専門の職種である職員なのかが分かるように、市が改正したので、教育委員会もそれに従って改正するというのでよろしいですか。

教育総務課長：そうです。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第12号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：契印というのは、卒業証書などの上に割印のようなものがあるもので良いですか。それを、今後は押印しないということで良いですか。

幼児課長：そうです。

松宮委員：押印に関するの見直しということですが、園長名のところの押印はなくしていかないのでしょうか。

幼児課長：今回は割印のみを廃止するというので、園長印は従来どおり押印していくということですが。

教育長：小中学校や義務教育学校の卒業証書には、校長印を押していますが、これは印刷ですか。

教育指導課長：印刷です。

松宮委員：押印をなくしていくというのは、効率化という意味が強いと思うので、趣旨にそって、押印が大変なものは省略していただけるようご対応をお願いします。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第13号 長浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：簡単にいうと、どういったことになるのですか。

すこやか教育推進課長：法律に基づいて、公務災害の補償において、例外規定を削除するという内容です。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 14 号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について  
教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：新入学の子どもさんの給付金が、三千円上がったということですね。

すこやか教育推進課長：そうです。

教育長：新入学児童生徒学用品費というのは、買える物は決まっているのですか。

すこやか教育推進課長：基本は入学に伴うかばん等学用品を買うためということですが、特に決まりはありません。

松宮委員：この給付金は、どういった方が対象ですか。

すこやか教育推進課長：就学援助の対象の家庭で、経済的に困窮されている方を対象として支給しています。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 15 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり同意された。

議案第 16 号 長浜市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長代理から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：長浜市社会教育委員というのは、具体的にどういう役目を担っているのか簡単に説明してください。

生涯学習文化課長代理：長浜市社会教育委員には、本市の社会教育分野における計画の立案や事業に対するご意見等を頂戴しております。

松宮委員：社会教育というのは、どういったものを指すのでしょうか。

生涯学習文化課長代理：一般的に、生涯学習は幼児から高齢者まで、一生涯の間の様々な学習のことを申します。その中において、社会教育、学校教育、家庭教育といった分野に分かれるような形になります。社会教育というのは、学習者のそれぞれの関心に応じて、広く社会における様々な学習のことを指します。

教育長：具体的な事業を一つ、二つあげてください。

生涯学習文化課長代理：たとえば、体育やスポーツなどをするレクリエーション活動などや、まちづくりセンター等で行われる、例えば書道なども生涯学習です。また、市が主催している学びの学習という連続講座などもあります。民間のカルチャースクールなどが行っている事業などもあれば、大学などが社会人向け

に公開している講座なども、広い意味で社会教育と呼べるのではないかと思います。

廣田委員：社会教育委員は何名ですか。

生涯学習文化課長代理：社会教育委員は 15 名です。議案として上げさせていただいているのは 14 名ですが、もう 1 名は小中学校の代表で、人事異動の関係に伴い、校長会で新たに決められた方に、4 月定例会で委嘱をお願いする予定をしています。

松宮委員：さきほどの説明では社会教育は、生涯学習のうちの分野を絞った形、社会そのものを学ぶというイメージかと捉えましたが、今回のメンバーを見ると学識経験者や文化部門の方が多いため、一人くらいは企業経営をされている方なども候補に入れてもらえると、より社会教育につながるのではないかと思います。

生涯学習文化課長代理：任期が 2 年となっていますので、次回の改選のときにはご意見を参考にさせていただきたいと思います。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

#### 議案第 17 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課担当課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：長浜市図書館協議会委員とは具体的にどのようなことをするのか、簡単に説明してください。

生涯学習文化課担当課長：図書館長の諮問機関という役割を持っておられまして、諮問機関というのは図書館長が組織として、図書館にとってどのようなことが必要であるか、審議や議論をしていただき、答申をいただくという役割を担っていただいています。

教育長：こういったことで、図書館長を経験された方などが入っておられるのが多いのですか。

生涯学習文化課担当課長：必ずしもそういったことではありませんが、図書館運営に精通した方々に、的確な意見などがいただけるということで、学識経験者の中から選出しております。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

#### 議案第 18 号 教育委員会の所属職員の任免について（会議非公開）

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり同意された。

## 6. 協議・報告事項

(1) 長浜市保育所等延長保育事業実施要綱の制定について  
幼児課長から資料に基づき説明があった。

(2) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正  
について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

教育長：処遇改善事業というのは、具体的にあげるとすればどういったことですか。

幼児課長：単純に申し上げると、給与の引き上げということになります。

(3) 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について  
幼児課長から資料に基づき説明があった。

(4) 令和4年長浜市議会3月定例会一般質問答弁要旨について  
質疑なし

## 7. その他

## 8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。